



2026年1月14日

各位

会社名 KDDI株式会社
代表者名 代表者取締役社長CEO 松田 浩路
(コード番号: 9433 東証プライム市場)
問合せ先 コーポレート統括本部
総務本部長 中里 靖夫
(TEL 03-3347-0077)

当社連結子会社における不適切な取引の疑いの判明及び特別調査委員会の設置に関するお知らせ

当社の連結子会社であるビッグローブ株式会社及び同社の子会社であるジー・プラン株式会社（以下、併せて「本件子会社」といいます。）の広告代理事業に関し、以下のとおり、本件子会社の社員により不適切な取引が行われていた疑い（以下「本件」といいます。）が判明いたしました。そこで、当社は、本日開催の取締役会において、特別調査委員会を設置し、同委員会による本件に対する調査を行うことといたしましたので、お知らせします。

株主・投資家の皆様、お取引先をはじめとする関係者の皆様に、多大なるご迷惑・ご心配をおかけすることとなりましたことを、心よりお詫び申し上げます。

1 特別調査委員会設置の経緯

当社は、本件子会社の広告代理事業における取引の妥当性について、社内監査役及び内部監査部門による調査を実施しておりましたが、当社の会計監査人からも当該取引の妥当性に関する指摘を受け、社内監査役が主導して外部の公認会計士を交えた調査を実施しました。その後、2025年12月中旬になって一部の広告代理店からの入金が遅延したことを契機に、売上高等が過大に計上されていた可能性が判明しました。これを受け、当社は外部の弁護士・公認会計士を含む社内調査チームを設置して追加の調査を進めた結果、2026年1月上旬に広告代理事業の一部に本件子会社の社員による不適切な取引の疑いが確認されました。

以上の状況を踏まえ、当社は、本件に関する事実関係やその原因等を明らかにするためには、専門性及び客観性のより高い調査を実施する必要があると判断し、当社取締役会において、本日だけで外部の弁護士・公認会計士で構成される特別調査委員会を設置し、同委員会に対し本件についての調査を委嘱することを決定したものです。

2 特別調査委員会の構成

- 委員長：名取 俊也 弁護士 （新丸の内総合法律事務所、元最高検検事）
- 委 員：辺 誠祐 弁護士 （長島・大野・常松法律事務所）
- 委 員：佐藤 保則 公認会計士 （合同会社デロイト トーマツ）

3 特別調査委員会の目的

- ①本件の事実関係の解明
- ②本件による連結財務諸表への影響の有無及び影響額の検討
- ③本件に類似する事案の有無の確認
- ④本件が生じた原因の分析と再発防止策の提言
- ⑤その他、特別調査委員会が必要と認めた事項

4 業績に与える影響について

本件が当社グループの業績に及ぼす影響につきましては、判明次第、速やかにお知らせいたします。

5 今後の対応について

当社及び本件子会社は、特別調査委員会による調査に全面的に協力してまいります。また、特別調査委員会による調査が完了次第、調査結果については、速やかにお知らせいたします。

以上

(参考) 本件子会社の概要

1 ビッグローブ株式会社

(1) 会社名	ビッグローブ株式会社
(2) 所在地	東京都品川区東品川 4-12-4 品川シーサイドパークタワー3F~6F (受付 : 3F)
(3) 代表者	山田 靖久
(4) 主な事業内容	インターネット等のネットワークを利用した情報サービスの提供、広告代理事業
(5) 議決権所有割合	100%

2 ジー・プラン株式会社

(1) 会社名	ジー・プラン株式会社
(2) 所在地	東京都品川区東品川 4-12-4 品川シーサイドパークタワー3F
(3) 代表者	竹内 康真
(4) 主な事業内容	ポイント事業、メディア事業、広告代理事業
(5) 議決権所有割合	間接所有 99.99% (ビッグローブ株式会社子会社)

以上